

令和8・9年度
入札参加資格審査
申請書提出要領
(郵送申請用)

物品供給等

米原市シンボルキャラクター



姫ママル ホタルン 源氏パパー

令和7年11月

米原市総務部契約管財課

目 次

1 審査基準日	…3
2 受付対象者	…3
3 受付期日	…3
4 提出方法	…3
5 申請者の参加資格	…4
6 資格の有効期間	…4
7 申請書提出後の申請内容修正について	…4
8 記載事項変更届について	…4
9 その他	…5
提出書類一覧表	…6
物品供給等取扱品目コード表	…8
申請書記入要領、記入例	…9
提出書類確認票	…14

令和8・9年度 入札参加資格審査申請書提出要領（郵送申請用）

米原市が発注する物品供給等の競争入札等に参加を希望するには、「物品供給等入札参加資格審査」を受け「入札参加資格者名簿」に登載されなければなりません。参加を希望される方は、本要領を熟読いただき、正しく手続きしてください。

なお、印刷・リース・レンタル等は、「役務・その他委託業務」で申請してください。

1 審査基準日

令和8年1月1日

2 受付対象者

米原市の「入札参加資格者名簿」に登載を希望する全ての方が対象です。

- (1) 市内業者とは、個人にあっては市内に申請者の住民票がある方、法人にあっては市内に法人登記された本店があり、かつ法人市民税の納税地が米原市にあって、「5 申請者の参加資格」の要件を満たす方です。
- (2) 準市内業者とは、支店、営業所等が市内にある方で、同営業所で入札参加される方です。
- (3) 個人申請の場合、代理者申請、委任による支店、営業所等からの申請はできません。
- (4) 本店と支店や支店と営業所、法人と所属する個人等から同一営業品目への重複申請はできません。

3 受付期日

下記受付期日以外の受付および受理は行いません（申請書類の記載事項の不備または不足している場合の再受付を含む。）。随時受付も行いませんので、注意してください。

受付期日内の早めの申請を心掛けてください。

- (1) 市内業者および準市内業者
令和8年1月7日(水)から令和8年1月20日(火)までの期間（当日消印有効）
- (2) 市外業者
令和8年1月21日(水)から令和8年1月30日(金)までの期間（当日消印有効）
期日前の到着分については、期日内初日の受付となります。

4 提出方法

「**信書**」扱いの郵送（レターパックを含む。）

提出書類 1部

- ・ 「提出書類一覧表」に記載している書類を番号順にイエロー系A4ファイルにとじ込み、ファイルの表紙および背表紙に、「物品供給等」と記入の上、法人の場合は商号を、個人の場合は事業主の名前を明記し提出してください。
- ・ 封筒の表に「入札参加資格審査申請」と朱書きしてください。
- ・ 必要事項を記入した「通常はがき」または切手を貼付したはがきを同封してください（当該はがきを受理通知票として取り扱います。）。
 - ※ 記入内容等は、P7を参照してください。
 - ※ 「役務・その他委託業務」部門との同時申請の場合は、1通のみ提出してください。

（送付先）

〒521-8501 滋賀県米原市米原1016番地

米原市役所 総務部契約管財課

電話 0749 (53) 5166 FAX 0749 (53) 5148

※「米原市電子申請・予約サービス」による電子申請も可能です。

5 申請者の参加資格

審査基準日において次の要件を全て満たしていることが必要です。

(なお、審査基準日以降に要件を欠いた場合は資格を喪失します。)

- (1) 競争入札等に係る契約を締結する能力を有しない者でないことおよび破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (3) 次のいずれかに該当する者でないこと。

ア 役員等(競争入札に参加しようとする者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、法人である場合にはその役員その他経営に実質的に関与している者をいい、当該競争入札に参加しようとする者から市との取引上の一切の権限を委任された代理人を含む。以下「役員等」という。)が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)または同法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められる者

イ 役員等が、自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしていると認められる者

ウ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的または積極的に暴力団の維持もしくは運営に協力し、または関与していると認められる者

エ 役員等が、暴力団または暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められる者

オ 役員等が、暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

- (4) 当該営業に関し、法令の規定により許可、登録等を受けることが必要とされている場合は、当該許可、登録等を受けている者
- (5) 審査基準日の前日において営業開始から1年を経過(令和6年12月30日以前営業開始)しその事業を営んでいる者
- (6) 市内に入札参加営業所を設ける場合は、6か月以上住所を有し、営業を開始していること。
- (7) 物品を売買する者
- (8) 国税および地方税を滞納している者でないこと。
- (9) 市内業者および準市内業者にあつては、市税および市公共料金を完納している者

6 資格の有効期間

令和8年4月1日から令和10年3月31日までの2年間

7 申請書提出後の申請内容修正について

申請書提出後、申請内容に誤り等があった場合は、**令和8年2月13日(金)**までに契約管財課へ修正を申し出てください。これ以降、修正の申出には応じませんので、申請書提出時に必ず申請内容を再度確認してください。

申請内容修正は、「3 受付期日」に基づき申請期間内に受付した申請をいいます。申請書類の記載事項の不備または不足は該当しません。

8 記載事項変更届について

入札参加資格審査申請書に記載した所在地、商号・名称、代表者職・氏名、電話番号・FAX番号などに変更があった場合は、記載事項変更届(指定様式)を提出してください。

- (1) 提出先:「4 提出方法(送付先)」と同様
- (2) 指定様式:市公式ウェブサイトからダウンロード(メール)または印刷(郵送)

(<https://www.city.maibara.lg.jp/>)

年度途中で、入札参加営業品目および取扱品目の変更はできません(ただし、取消しを除く。)。また、中間年申請時以外の米原市内への所在地の変更はできません。

9 その他

- (1) 申請受付期間終了後および提出書類の不備または不足の場合は、受理することはできません。「3 受付期日」を厳守の上、申請してください。
- (2) 申請書および添付書類について、虚偽記載またはそれに類する行為が認められた場合は、入札参加停止等の措置をとることがあります。
- (3) 申請書様式をダウンロードしてパソコンで入力または様式を印刷して黒インクまたは黒ボールペンを使用し楷書で記入してください。
- (4) 有資格者名簿の公表
申請に基づき作成した「入札参加資格者名簿」は令和8年4月下旬に次のとおり公表します。
なお、名簿の公表をもって登録の通知とし、審査および登録完了の通知はおこないませんので、御了承ください。
 - ア 公表内容
商号、名称、代表者職・氏名、所在地
 - イ 閲覧場所
総務部契約管財課（本庁舎）、市公式ウェブサイト

提出書類一覧表

No.	提出書類	記載要領等
1	競争入札参加資格審査申請書	【物品様式1】
2	営業に関する許認可証明書の写し	営業に関して、許認可が必要な場合
3	商業・法人登記事項証明書 [写し可]	(法人申請) 法務局が発行した履歴事項全部証明書または現在事項全部証明書 ※申請時に直前3か月以内に取得したものに限る。
4	住民票 [写し可]	(個人申請) ※申請時に直前3か月以内に取得したものに限る。
5	委任状 (委任が必要な場合のみ)	【指定様式1】
6	誓約書(役職員名簿含む。)	【指定様式2】および【指定様式2(別表)】
7	市税、公共料金完納誓約書 兼 同意書	【米原市様式】 市内、準市内業者のみ
8	受理通知票 (通常はがき または 切手貼付済はがき)	以下の書式にて作成してください (P7 参照)。 ・ 「通常はがき」を使用しない場合は、 切手を必ず貼付 してください。 ・ 送付先(住所、申請者(法人)名等)および差出人情報を表面に必ず記載 してください。 ・ 「受理通知票(はがき)裏面」を裏面に直接印刷または貼付してください。 ・ 申請する部門を選択してください。

<問合せ先>

米原市役所 総務部契約管財課
〒521-8501 滋賀県米原市米原1016番地
Tel 0749-53-5166
Fax 0749-53-5148

<受理通知票記載内容>

(表)

切手を必ず貼付
(通常はがきを除く)

郵便はがき

送付先を必ず記載

〇〇市〇〇町 〇-〇〇-〇

(株) △△□□ 御中

差出人情報を記載

滋賀県米原市米原 1016 番地
米原市役所 総務部契約管財課

5218501

(裏)

受理通知票

米原市役所 総務部契約管財課

競争入札参加資格審査申請書を
受領しました。

申請部門

☐ 物品供給等

☐ 役務・その他委託業務

受領印

「受理通知票(はがき)裏面」をはがきに
直接印刷または貼付

申請する部門を選択

別表

物品供給等 取扱品目コード表

営業品目	取扱品目	事例	営業品目	取扱品目	事例
01 事務用品・図書	01 文房具・用紙	文房具、上質紙・再生紙等、封筒等	11 精密機械	01 理科学機器	各種実験装置、分析装置等
	02 印章・ゴム印	印章、ゴム印、回転印等		02 計測機器	計量、計測、測量機器、流量・水位計等
	03 事務用機器 1	印刷機、複写機、プリンター、トナー		03 光学機器	顕微鏡、望遠鏡等
	04 事務用機器 2	パソコン、ネットワーク機器、タブレット		04 視聴覚機器	プロジェクター、DVDプレーヤー、ビデオデッキ、電子黒板等
	05 事務用機器 3	上記03.04以外		05 カメラ・写真材料	カメラ、ビデオカメラ、フィルム、防犯カメラ等
	06 家具	家具、ベッド(医療用を除く。)、移動棚、机、いす等		06 時計・貴金属	時計、貴金属類等
	07 書籍	書籍、雑誌、地図		07 ミシン・編機	電動ミシン等
	08 ソフトウェア(開発は除く)			01 空調機器	電気式以外の空調機器
02 学級用品	01 学校教材・映画フィルム	教材、教育機器、実験機器、保健室用品等	12 一般機械器具	02 厨房機器	流し台、調理台、食器洗浄機、業務用冷蔵・冷凍庫等
	02 室内遊具・玩具	室内用遊具、玩具等		03 ボイラー・焼却炉	各種ボイラー
	03 運動用品・運動機器	運動用品、運動器具、運動衣(帽子)、武道具等		04 ガス・石油機器	ストーブ、ファンヒーター等
	04 楽器・レコード	楽器、楽譜、音楽CD等		05 建設機械	ブルドーザー、バックホウ等
03 日用品	01 金物・荒物・雑貨・食器	金物類、工具、石鹸・洗剤、トイレトペーパー等		06 除雪機	除雪機等
	02 陶磁器・漆器・硝子製品	食器類(磁器・漆器・ガラス器等)等		99 その他機械器具・無人航空機	発電機、ポンプ類、草芝刈機、ドローン関連機器等
	03 各種啓発用品・贈答品	ノベルティ(ティッシュ、ペン等)、ギフトセット等	13 車両	01 自動車	乗用・貨物車、バス、トラック等
	04 掃除用品	清掃用具・用品		02 オートバイ・自転車	オートバイ、自転車、電動自転車
	05 塗料	塗料		03 特殊用途車両	消防自動車、ゴミ収集車、給食配送車、除雪車等
	99 その他			04 運搬機器	フォークリフト等
04 衣料	01 はきもの・くつ	長靴、作業靴、安全靴、病院用シューズ等	14 燃料類	01 石油類(*4)	ガソリン、軽油、灯油、重油等
	02 防寒衣・作業服	防寒衣、制服・事務服、作業服、白衣等		02 石炭・薪炭	薪等
	03 雨合羽	雨衣等		03 LPガス	LPガス
	04 かばん・帽子	かばん、帽子等		99 その他	潤滑油
05 繊維	01 寝具	布団、毛布、敷布等	15 農林水産物	01 飼料・肥料	飼料、肥料
	02 縫製材料	縫製用布等		02 種子・苗木	種子、苗木、草花
	03 室内装飾品・暗幕	カーテン、ブラインド、暗幕、暖簾等		03 園芸用品	用土肥料、ブロック等
	04 テント・シート	テント、ブルーシート等		04 生花	生花
	99 その他	旗、のぼり、垂幕、腕章等(選挙用は除く)		05 食料品	野菜、加工品等
06 薬品	01 医療薬品(*1)	医療用薬品、家庭薬等	16 消防・防災	06 各種動物	犬等
	02 農業薬品	防疫剤(殺虫剤、農薬、除草剤)		01 消防用品	避難器具、ポンプ、ホース、防火服、消火器等
	03 化学・工業薬品	次亜塩素酸ナトリウム、希硫酸等	17 資材	02 防災用品	備蓄食糧、トイレ衛生、真空毛布等
	99 その他	凍結防止剤、石灰、消臭剤、活性炭等		01 アスファルト	常温合材、乳剤等
07 医療機器	01 医療機器(*2)	検査・治療用機器、心電計、AED等		02 土・砂利・碎石	土砂、砂利、碎石
	02 医療・衛生用品	X線フィルム、検査試薬、トイレ等		03 建材・木材・石材・鋼材	コンクリート・セメント製品、木杭、鉄筋、境界杭等
	03 衛生材料	包帯、ガーゼ、紙おむつ等		04 建具・ガラス・表具一式	建築資材等
08 福祉用品	01 福祉用品	福祉用具全般(ベッド、車椅子、リハビリ用品等)		05 たたみ	上敷き、畳等
	02 介護用品	紙おむつ、介護寝巻等		06 電設資材	コード、電線、配電盤等
	03 健康用品	万歩計、塩分計等		07 上下水道用資材	メーター、流量調整器、バルブ等
09 看板・標識	01 看板製作	看板、掲示板、黒板等(選挙用は除く)		08 獣害用品	獣害用柵、わな等
	02 看板製作設置(*3)	看板、掲示板等(選挙用は除く)		09 組立ハウス・組立物置	物置、ゴミ箱既製品等
	03 表示板・標識・プレート	交通安全用品を除く表示板・標識・プレート		99 その他	
	99 その他	サイン計画等	18 安全用品	01 交通安全用品	道路標識、カーブミラー、バリケード、保安灯等
10 電気機械器具	01 電気機器 1	テレビ、冷蔵庫、掃除機、照明機器等	19 選挙用品	01 選挙用品	選挙看板、選挙備品等
	02 電気機器 2	エアコン	20 古物等買取	01 古物等買取(*5)	不用品買取(鉄・非鉄屑、紙等)等
	03 通信関係機器	無線、電話、GPS、ファクシミリ等			
	99 その他	ポスレジ			

*1) 医療用薬品は、医薬品販売業許可証の写し

*2) 高度管理医療機器等販売業・貸与業許可証等の写し

*3) 看板設置は、屋外広告業者登録簿(通知)の写し

*4) ガソリンは、揮発油販売業登録通知書の写し

*5) 古物等の買取は古物営業の許可証、鉄・非鉄屑の場合は金属屑商の許可証の写し

*印以外においても登録、免許または許可等が必要な場合があります。

【令和 8 ・ 9 年度 変更内容】

変更前		変更後	
営業品目／取扱品目	事例	取扱品目	事例
01 事務用品・図書 ／04 事務用機器②	パソコン、ネットワーク機器	01 事務用品・図書 ／04 事務用機器 2	パソコン、ネットワーク機器、 タブレット
12 一般機械器具 ／99 その他機械器具・ポンプ	発電機、ポンプ類、芝刈り機、 生ごみ処理機、草刈機等	12 一般機械器具 ／99 その他機械器具・ 無人航空機	発電機、ポンプ類、草芝刈機、 ドローン関連機器 等

申請書記入要領

- 以下の留意事項に基づき、申請書様式をダウンロードしてパソコンで入力または様式を印刷して黒インクまたは黒ボールペンを使用し楷書で記入してください。

1【物品様式1 申請書】 作成上の留意事項

(1) 申請者

本社、本店の所在地、商号・名称、代表者職・氏名を記入してください。

(2) 登録先所在地

登録先の所在地を「①市内」「②県内」「③県外」を記入してください。

※委任がある場合は支店・営業所等、委任がない場合は本社・本店等が登録先となります。

(パソコンでは選択リストから入力可能)

(3) 新規継続区分

物品供給の入札に、新規に参加を希望する場合は「①新規」を、追加・変更申請の場合は「②継続」を記入してください(パソコンでは選択リストから入力可能)。

(4) 法人個人区分

「①法人」「②個人」を記入してください(パソコンでは選択リストから入力可能)。

(5) 本社・本店等

電算処理の都合上、漢字は、できる限り常用漢字を使用して記入してください。なお、電算処理できない漢字の場合には、最も近い漢字またはひらがな等に置き換えることがあります。

- ・商号・名称(漢字) 「株式会社」等、法人の種類を表す文字は、省略せずに記入してください。個人の場合は、屋号がある場合のみ記入してください。
- ・同上(カナ) カンパニー等、法人の種類を表す文字は、記入しないでください。個人の場合は、屋号があればそのフリガナを記入してください。
- ・郵便番号 8桁(ハイフンを含む。)で記入してください。
- ・代表者職名(漢字) 個人の場合は、記入不要です。
- ・電話番号、FAX番号 市外局番、局番、番号を「―(ハイフン)」で区切り記入してください。
- ・メールアドレス 市からの通知をメールで送信する可能性があるため、記入してください。

(6) 支店・営業所等 ※委任される場合

支店または営業所等から参加を希望する場合は、上記(5)により記入してください。

(7) 営業概要

- ・売上高 審査基準日直前の決算額売上高を千円単位(千円未満の端数は切捨て)で記入してください。
- ・資本金の額 法人の場合は、登記事項証明に記載されている資本金の額を記入してください。個人の場合は記入不要です。
- ・従業員数 審査基準日における従業員数および営業上免許等を必要とする場合の従業員数を内数で記入してください。
- ・営業年数 審査基準日における申請営業品目の営業年数を整数(小数点以下切捨て)で記入してください。ただし、2以上の複数営業品目申請の場合は、最も少ない営業年数を記入してください。

(8) 申請営業品目

「営業品目」および「取扱品目」欄は、別表「物品供給等取扱品目コード表」から転記し、右欄に「具体的取扱品目」を記入してください。枠内に記入できない場合は、行を追加してください。

記入例

物品様式1

受付番号

競争入札参加資格審査申請書

令和8・9年度の米原市発注の物品供給等の競争入札に参加する資格の審査を申請します。

なお、この申請書および添付書類の全ての記載事項は、事実と相違ないこと、ならびに米原市入札参加資格等に関する要綱、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律その他関係法令を遵守することを誓約し、万一、虚偽記載またはそれに類する事項が認められた場合には、入札参加資格の取消、入札参加停止等の措置を受けても異議ありません。

米原市長 様

申請者

令和8年1月 日

所在地 滋賀県米原市米原1016番地
商号・名称 株式会社 米原商店
代表者職・氏名 代表取締役 米原 太郎

登録先 所在地	①市内	新規継続 区分	①新規	法人個人 区分	①法人
------------	-----	------------	-----	------------	-----

所在地: ①市内 ②県内 ③県外
区分: ①新規 ②継続
法人個人: ①法人 ②個人

本社・本店等	
商号・名称(漢字)	株式会社 米原商店
同上(カナ)	マイバラショウテン
郵便番号	521-8501
住所	滋賀県米原市米原1016番地
代表者職名	代表取締役
代表者氏名・フリガナ	米原 太郎 マイバラ タロウ
TEL	0749-53-****
FAX	0749-53-****
メールアドレス	syouji@maibara.**.**
支店・営業所等 ※委任される場合	
支店名(漢字)	近江営業所
郵便番号	521-0072
住所	滋賀県米原市顔戸***番地
代表者職名	所長
代表者氏名・フリガナ	近江 次郎 オウミ ジロウ
TEL	0749-52-****
FAX	0749-52-****
メールアドレス	oumisitenn@maibarasyouji.**.**

1 営業概要

売上高	令和 6年 6月 1日 から 令和 7年 5月31日まで	123,450千円
資本金の額		10,000千円
従業員数	10人 (うち技術関係職員)	3人
営業年数	20年	

2 申請営業品目

営業品目	取扱品目	具体的取扱品目
01事務用品	01文房具・用紙	文房具、上・中質紙、PPC用紙、感光紙
	03事務用機器1	印刷機、複写機
	04事務用機器2	パソコン、ネットワーク機器、タブレット
03日用品	01金物・荒物・食器	金物類、石鹸・洗剤、トイレトペーパー
05繊維	03室内装飾品・暗幕	カーテン、ブラインド、暗幕
	04テント・シート	テント、シート類
11精密機械	04視聴覚機器	プロジェクター
	05カメラ・写真材料	カメラ、フィルム
12一般機械器具	05建設機械	バックホウ等
	06除雪機	除雪機
	99その他機械器具・無人航空機	発電機、ドローン関連機器

※「営業品目」、「取扱品目」欄は、「物品供給等取扱品目コード表」から転記してください。

※「営業品目」、「取扱品目」欄が不足する場合は、行を追加してください。

指定様式 2

誓約書

令和8年1月 日

(あて先)

米原市長

様

所在地 **滋賀県米原市米原1016番地**
 商号または名称 **株式会社 米原商店**
 代表者職氏名 **代表取締役 米原 太郎**

令和8・9年度入札参加資格審査申請に関し、米原市暴力団排除条例の趣旨にのっとり、以下に掲げる項目について、事実と相違ないことを誓約します。

1 次のいずれかに該当する者でないこと。

- (1) 役員等(競争入札に参加しようとする者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、法人である場合にはその役員その他経営に実質的に関与している者をいい、当該競争入札に参加しようとする者から市との取引上の一切の権限を委任された代理人を含む。以下「役員等」という。)が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)または同法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められる者
- (2) 役員等が、自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしていると認められる者
- (3) 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的または積極的に暴力団の維持もしくは運営に協力し、または関与していると認められる者
- (4) 役員等が、暴力団または暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められる者
- (5) 役員等が、暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

2 本誓約書および別表役職員名簿を滋賀県警察本部に提供することに同意すること。

3 上記1に該当した場合は、米原市入札参加資格者名簿から抹消されることに同意すること。

記入例

指定様式2 (別表)

役員名簿

商号または名称	株式会社 米原商店
所在地	滋賀県米原市米原1016番地
連絡先	0749-53-****

番号	役職名	氏名		生年月日				備考
		フリガナ	漢字表記	元号	年	月	日	
1	代表取締役	マハラ タロウ	米原 太郎	S	37	1	15	
2	取締役	ナミ サブロー	近江 三郎	S	40	9	20	
3	取締役	サンヂョウ	山東 四郎	S	43	3	1	
4	監査役	イヅキ ハコ	伊吹 花子	S	43	10	10	
5	支店長	ケイワ ジョウ	契約 次郎	S	45	7	7	
6								
7								
8								
9								
10								

半角で入力

T : 大正
S : 昭和
H : 平成

※個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員を記載してください。なお、役員以外であっても、米原市と取引上の一切の権限を委任された代理人(支店長等)についても記載してください。

市税、公共料金完納誓約書 兼 同意書

令和8年1月 日

法人(個人)の所在地(住所) 滋賀県米原市米原1016番地

法人(個人)名 株式会社 米原商店

代表者氏名 代表取締役 米原 太郎

記

- 1 市税、公共料金に関して未納がないことを誓約します。
(ただし、令和7年10月納期到来分まで)
- 2 誓約内容の確認のために、市税、公共料金の納付状況に関して完納情報を照会されることに同意します。
- 3 誓約内容が事実と相違した場合にあっては、米原市入札参加有資格者名簿から抹消等の措置がなされることに同意します。

備考

○市税とは、

- ・法人市民税 ・個人市・県民税(特別徴収・普通徴収)
- ・固定資産税 ・軽自動車税 ・国民健康保険税

○公共料金とは、

- ・水道料金 ・公共下水道使用料 ・農村下水道使用料
- ・公共下水道受益者負担金、分担金
- ・農業集落排水事業分担金
- ・住宅家賃 ・住宅新築資金等貸付金
が対象です(延滞金、手数料を含む。)

○上記の誓約事項からは次に該当するものを除きます。

- ・納期限が未到来のもの
- ・徴収猶予中のもの
- ・分納中のもの

※完納確認作業時に未納が確認されれば、納付状況に関する資料を別途求める場合があります。

提出書類確認票(物品供給等)

商号名称:

本票は提出の必要はありません。提出前のチェックに使用してください。

用意できた書類は○、不要な書類は×

○…必要 ×…不要 △…該当する場合必要

No.	提出書類	法人			個人		提出者 チェック欄
		市内	準市内	市外	市内	市外	
1	競争入札参加資格審査申請書 【物品様式1】	○	○	○	○	○	
2	営業に関する許認可証明書の写し	△	△	△	△	△	
3	登記事項証明書（履歴事項全部証明書 または現在事項全部証明書） [写し可] ※1	○	○	○	×	×	
4	住民票 [写し可] ※1	×	×	×	○	○	
5	委任状 【指定様式1】	×	○	△	×	×	
6	誓約書 【指定様式2】	○	○	○	○	○	
	役職員名簿 【指定様式2（別表）】	○	○	○	○	○	
7	市税、公共料金完納誓約書 兼 同意書 【米原市様式】	○	○	×	○	×	
8	受理通知票 （通常はがき または 切手貼付済はがき）	○	○	○	○	○	

※1 発効後3か月以内のもの